平成２２年（フ）第６１７号
大阪府大東市諸福３丁目８番８号
破産者　作本　忠彦
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３５号
大阪府吹田市末広町７番18号
破産者　浦田　直美
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０号
堺市南区鴨谷台３丁２番４―404号
破産者　石坪惠美子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟508号、従前の住所神戸市中央区筒井町２丁目３番17号
破産者　坂根　　登
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４８号
兵庫県尼崎市西川２丁目13番31―302号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市下坂部４丁目12番１―305号
破産者　池田　洋一
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３９号
岡山県津山市田町106番地、開始決定時の住所岡山県津山市林田307番地39
破産者　矢田義比古
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１４０号
岡山県津山市田町106番地、開始決定時の住所岡山県津山市林田307番地39
破産者　矢田　悦子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１６７号
岡山県津山市総社648番地１
破産者　佐々　幹夫
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３５２号
熊本県熊本市御幸西４丁目４番３号
破産者　園田　健治
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１１２０号
鹿児島県鹿児島市吉野町554番地７
破産者　岩下健太郎
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
北海道富良野市北の峰町34番34号
破産者　福井谷忠則
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４３号
北海道北見市小泉424番地22
破産者　福井谷　彰
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
新潟市江南区稲葉３丁目３番５号
破産者　本間　敦子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３６９号
岐阜県羽島市江吉良町1882番地１
破産者　岩田　義博
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１２８号
静岡県浜松市西区大平台１丁目18番40号
破産者　彦坂　敦弘
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
滋賀県高島市マキノ町山中492番地１
破産者　円水與志雄
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
京都市西京区桂南巽町18番地２
破産者　片岡　由成
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
大分市富士見が丘西３丁目14番７号
破産者　熊埜御堂良樹
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係